

## 選挙管理委員会会議録

1 会議名	平成30年第13回長岡市選挙管理委員会
2 開催日時	平成30年11月9日（金曜日） 午前9時30分から午前10時まで
3 開催場所	さいわいプラザ5階 選挙管理委員会事務局
4 出席者	(委員) 近藤 龍弘 委員長 鷺尾 純一 委員長職務代理者 佐藤 眞知子 委員 小方 久男 委員 (事務局) 遠藤事務局長 武次長 安達庶務係長 中川選挙係長
5 欠席者	なし
6 会議に付した事項	(1) 報告 ・ 租税教室・明るい選挙出前講座（日越小学校） ・ 明るい選挙出前講座（栃尾高等学校） (2) 議案 第74号 在外選挙人名簿の抹消について 第75号 在外選挙人名簿への登録の移転について 第76号 選挙人名簿の抹消について 第77号 選挙人名簿の登録の日について 第78号 公職選挙法の規定による投票区の一部改正について
7 会議結果の概要	議案第74号から第78号まで 原案のとおり決定

8 会議の経過	
委員長	ただいまから、平成30年第13回長岡市選挙管理委員会を開催する。 報告事項の説明を求める。
事務局長	報告事項を説明
委員長	議案第74号在外選挙人名簿の抹消について及び議案第75号在外選挙人名簿への登録の移転についてを一括議題とする。説明を求める。
選挙係長	議案第74号及び議案第75号を説明
委員長	質疑、意見はないか。
委員長	国政選挙が行われることになった場合、在外選挙人名簿に登録された人に対して連絡がいくのか。
事務局	また、今回、在外選挙人名簿への登録の移転の手続きをした人は、その制度を分かっている申請をしてきたのか。
	また、国外に転出した後でも手続きはできるのか。
	各国大使館によっては、情報提供をする場合がある。
	転出届出時に市民課の窓口で、申請書や総務省が作成したチラシなどを本人に渡している。
委員	転出先の大使館を通じての在外選挙人名簿への登録の手続きは従来どおりであるが、転出前に市町村で登録の移転の手続きを行う方が手続きは簡単で登録に要する期間も短縮できる。
	国外に在留する予定期間が確定していなくても手続きはできるのか。
事務局	可能である。
委員長	議案第74号及び議案第75号について、原案のとおり決することに異議ないか。
委員長	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
	議案第74号及び議案第75号は、原案のとおり決した。
委員長	議案第76号選挙人名簿の抹消についてを議題とする。説明を求める。
選挙係長	議案第76号を説明
委員長	質疑、意見はないか。
委員長	(「なし」と呼ぶ者あり)
	議案第76号について、原案のとおり決することに異議ないか。
委員長	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
	議案第76号は、原案のとおり決した。
委員長	議案第77号選挙人名簿の登録の日についてを議題とする。説明を求める。
選挙係長	議案第77号を説明

委員長	質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第77号について、原案のとおり決することに異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第77号は、原案のとおり決した。
委員長	議案第78号公職選挙法の規定による投票区の一部改正についてを議題とする。説明を求める。
選挙係長	議案第78号を説明
委員長	質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第78号について、原案のとおり決することに異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第78号は、原案のとおり決した。
委員長	これにて、平成30年第13回長岡市選挙管理委員会を閉会する。  長岡市選挙管理委員会規程第11条第2項の規定により、ここに署名する。  委員長 _____